

木造住宅耐震・リフォームの コツ

専門家による耐震、リフォームについての講演会、個別相談会を開催します。

耐震工事やリフォームを考えている人はぜひ、ご参加ください。

とき・内容 4月23日(土)、午後1時～3時30分=講演会、午前11時～午後0時30分、午後3時30分～4時30分=個別相談会

ところ 市消防本部

定員 50人(申し込み先着順)

参加費 無料

申し込み 4月6日(火)～、NPO法人「人・家・街安全支援機構」(☎0120(263)150)へ



相 談

引きこもり相談窓口

市内在住の15歳(中学校卒業後)からおおむね39歳までの人で引きこもりなどに悩んでいる人とその保護者を対象に、カウンセラーによる相談を実施します。

とき ①4月28日(木)、②5月26日(木)、いずれも午後1時～2時30分、午後2時30分～4時

ところ 青少年センター

定員 各1人(申し込み先着順)

参加費 無料

申し込み ①は4月6日(火)～21日(木)、②は5月6日(金)～19日(木)までに生涯学習課(☎24)1451)へ(電話申し込み可)

障がい者(児)の出張相談窓口を開設～相談支援を充実～

障がい者(児)の相談支援は次の各事業所で実施していますが、4月より、専門の資格を持つ事業所職員による出張相談窓口を障がい福祉課内に開設します(予約不要)。主な対象者と日時は次のとおりです。

●相談支援センターあーる(障がいの種別を問わず)=月～金曜日、午前9時～午後5時30分

●地域活動支援センターときわぎ(精神障がい者)=金曜日、午前11時～午後5時

●ピーチネット(障がい児)=水曜日、午前11時～午後5時

問い合わせ 障がい福祉課(内線162)

今月の相談		気軽にご相談ください。相談は全て無料です。		
	日 程	時 間	場 所	予 約・その他
法律相談	毎週水曜日 第1・3水曜日	午後1時～4時 午後1時～4時	市役所1階市民相談室 金剛連絡所	要予約(内線182)、定員6人(第4水曜日は12人)、祝日を除く、1人年1回
市民相談	月～金曜日	午前9時～午後5時30分	市役所1階市民相談室	電話相談も可(内線182、185)、祝日を除く
行政相談	21(木)	午後1時～4時	市役所1階市民相談室	
司法書士相談	19(火)	午後1時～4時	市役所1階市民相談室	要予約(内線182)、定員6人、1人年1回
人権なんでも相談	22(金)	午後1時～4時	市役所1階市民相談室	電話相談も可(内線187)、人権擁護委員による相談
女性の悩み相談	14(木)	午前10時30分～午後0時30分	すばるホール3階 男女共同参画センター	定員4人 要予約(市役所内線474)、女性カウンセラーによる相談 ※14(木)は午後3時30分まで 定員5人
	15(金)	午後1時30分～4時30分		
女性のための電話相談	1(金)、8(金)、19(火)、26(火)	午前10時～午後2時		(☎23)0567)、問い合わせ(市役所内線474)、女性の相談員による相談
人権相談	月～金曜日	午前9時～午後5時	市人権協議会 (人権文化センター内)	事前予約も可(☎24)3700)、電話相談も可、祝日を除く
生活相談	月～金曜日	午前9時～午後5時		
保育士による育児相談	第2・4月曜日	午後1時～3時	レインボーホール(市民会館)2階	要予約(☎26)1233)、定員3組、祝日を除く
ひとり親家庭相談	月～金曜日	午前9時～午後5時30分	こども未来室	要予約、電話相談も可(内線206)、祝日を除く
児童家庭相談	月～金曜日	午前9時～午後5時30分	こども未来室	電話相談も可(内線206～208)、祝日を除く
発達相談	月～金曜日	午前9時～午後5時15分	こども未来室	要予約、電話相談も可(内線206、207)、祝日を除く
子育て相談	月～土曜日	午前9時～午後5時	児童館	電話相談も可(☎25)0666)、祝日を除く
健康相談	11(月)、25(月)	午前9時～午後5時30分	保健センター	要予約(☎28)5520)、生活習慣病や栄養・禁煙などについての相談
福祉なんでも相談	月～金曜日	午前9時～午後5時30分	総合福祉会館、かがりの郷	コミュニティソーシャルワーカーによる福祉に関するあらゆる相談、祝日を除く
市民公益活動相談	月～金曜日	午前9時～午後5時	市民公益活動支援センター	要予約(☎26)7887)、祝日を除く ※ただし、事前予約により土・日曜日、祝日、夜間の相談も可
農業相談	6(火)	午後1時～3時	市役所4階農業委員会	事前予約も可(内線444)
商工相談	月～金曜日	午前9時～午後5時15分	商工会館2階	経営指導員などによる相談(☎25)1101)、祝日を除く
商工法律相談	12(火)	午後2時～4時	商工会館2階	要予約(☎25)1101)
日本政策金融公庫相談	13(火)	午後1時30分～3時30分	商工会館2階	要予約(☎25)1101)
税理士による税務相談	8(金)	午後2時～4時	商工会館2階	要予約(☎25)1101)
消費者相談	月～金曜日	午前9時～正午 午後1時～4時	市役所1階市民相談室	電話相談も可(内線186)、専門相談員による相談、祝日を除く、消費者ホットライン(☎188)
就労支援相談	月～金曜日	午前9時～午後5時	市就労支援センター(人権文化センター内)	就労支援コーディネーターによる雇用・就労についての相談、祝日を除く、問い合わせ 市人権協議会(☎24)3700)
あふかけ就労支援相談	26(火)	午前9時30分～正午	市役所4階A会議室	
若者の就労相談	20(火)	午後1時～4時	市役所1階市民相談室	要予約、南河内若者サポートステーション(☎26)9441)
労働相談	14(木)	午後2時～5時	市役所1階市民相談室	電話相談も可(内線187)、社会保険労務士による相談
障がい者就業・生活相談	18(月)	午後2時～5時	市役所1階市民相談室	電話相談も可(内線199) 専門相談員による相談(就職のあっせんはしません)



介護保険

28年度介護保険料 仮決定通知書を送付します

4月上旬に28年度介護保険料仮決定通知書を送付しますので、普通徴収の人はコンビニエンスストア、取扱金融機関または市役所で保険料を納付してください。口座振替の申し込みをしている人は指定口座より引き落としします。特別徴収の人は年金から天引きします。

通知書が4月下旬までに届かない場合はお問い合わせください。

問い合わせ 高齢介護課（内線175、176）



募集

学習サポーター募集

市立小・中学校で、授業中の指導補助や休み時間、放課後の学習活動などをサポートしていただける大学生のボランティアを募集しています。※活動時期や時間帯などは、派遣先の学校と相談の上、決定します。

申し込み 教育指導室に備え付けのボランティア登録用紙に必要事項を記入し、土・日曜日、祝日を除く午前9時～午後5時30分に同室（内線368）へ



上下水道

水道メーターの取り替えにご理解とご協力を

水道メーターは、計量法により使用有効期間が8年と定められているため、本市では有効期限が迫った水道メーター（私設の参考メーターは除く）を順次取り替えています。

メーター交換を予定しているお宅には、事前に「お知らせチラシ」を配布しますのでご協力をお願いします。

取り替えに際してのお願い

○メーターボックスの上に物や車を置かないでください。

○メーター交換のときは15～30分程度、水を止めさせていただきますのでご了承ください。

○交換後、水が白く濁る場合がありますが、空気が混入しているだけです。問題はありません。少し水を出していただければ解消します。

メーター交換は無料ですので代金をいただくことはありません。

なお、委託業者は上下水道部発行の証明書を携帯していますのでご確認ください。

また、塀や擁壁の工事などでメーターの位置を変更する場合は、指定工事業者を通じて、検針しやすい場所に移設してください。

工事については、市指定給水装置工事業者または市管工事業協同組合（☎0120(032)497）へお問い合わせください（月～金曜日の午後5時30分以降と土・日曜日、祝日は市役所宿直室〔☎(25)1000〕へ）。

問い合わせ 水道工務課（内線257）

私道における下水道整備

本市では、トイレの水洗化、生活雑排水の適正な処理を図るため、一定の条件に該当する私道について、土地所有者および沿道の皆さんの申請により、市の費用で公共下水道管を敷設し維持管理をします。

主な敷設条件

・公共下水道の事業計画区域にあり、その一端が公共下水道に接続が可能なこと

・原則として幅員1.2m以上で一般の通行に使われており、下水道管を敷設できること

・公共下水道を利用する建物が2戸以上あること（同一敷地で同一所有者の建物は1戸になります）

・公共下水道を利用することになる全ての方が公共下水道管の敷設を要望していること

・土地所有者が公共下水道管の敷設および利用することとなる人の使用を承諾していること

※詳しくは、お問い合わせください。

問い合わせ 下水道課（内線271）

公共下水道が使えます

3月31日から、次の各地域のうち、すでに公共ますなどが設置されている世帯については、新たに公共下水道（汚水）が使えるようになりました。

対象地域 宮町一～三丁目、旭ヶ丘町、喜志町五丁目、彼方、山手町、西板持町三・四丁目、南大伴町三丁目、楠風台三丁目、佐備、須賀二丁目、伏山三丁目の各一部

◎1日も早く水洗化工事を

公共下水道が使える地域の皆さんは、トイレや風呂、台所、洗濯などの家庭から出る排水を公共下水道に流さなくてはなりません。

そのため、トイレの水洗化や生活雑排水を公共下水道に流すための改造・接続工事をしてください。

工事に必要な費用については、無利子の融資あつせん（法人は対象外）をしていますのでご利用ください。

※工事は必ず本市の指定する排水設備工事指定業者に依頼してください。

※市街化調整区域の世帯は1ますにつき12万円の市街化調整区域下水道分担金が必要です。

◎下水道に切り替えると

清潔な水洗トイレを使用でき、また溝へ汚れた水を流さなくなるので、街の美化や川の水質改善にもつながります。

問い合わせ 下水道課（内線262）



講座・催し

介護サービスPRフェス 2016～地域にある介護サービスの特色をしよう！～

さまざまな介護の質問や悩みもその場で解決できますので、ぜひご参加ください。

とき 4月16日(土) 午後1時～3時30分

ところ すばるホール4階銀河の間

参加費 無料（当日、直接会場へ）

※来場者には記念品（先着100人）を進呈します。

問い合わせ 縄なわねっと〔☎(29)1112〕

障がい者(児)給付金の申請を

5月2日(月)～31日(火)まで、障がい者(児)給付金の申請を受け付けます。

対象者 4月1日現在、本市に1年以上居住(住民登録)している人で、身体障がい者手帳(1～6級)、療育手帳(A・B 1・B 2判定)、または精神障がい者保健福祉手帳(1～3級)をお持ちの人で今年度新しく手続きされる人、振込先の口座に変更がある人
※昨年度に給付金を受け取られた人は、手続きの必要はありません。
※市外から、市内の施設に入所している人を除きます。

申し込み 該当する手帳、印鑑、本人名義の通帳を持って、障がい福祉課または金剛連絡所へ

問い合わせ 障がい福祉課(内線192、193)

特別障がい者手当・障がい児福祉手当の申請を

日常生活において、常時特別な介護を必要とする重度の心身障がい者(児)に対し、特別障がい者手当・障がい児福祉手当が支給されます。

なお、各手当ての支給月額が、今年4月分から次のとおり改定されます。

対象者 在宅で常時特別な介護を必要とする重度心身障がい者(児)

※所得制限などがありますので、詳しくはお問い合わせください。また、施設入所者や長期入院されている場合は支給されません。

支給額 特別障がい者手当＝月額2万6830円、障がい児福祉手当、福祉手当(経過措置分)＝月額1万4600円

問い合わせ 障がい福祉課(内線193)

献血にご協力を

とき・ところ 4月27日(水)、午前10時～正午＝南河内府民センター、午後2時～4時30分＝P L病院

対象者 18～69歳で体重が50kg以上の人 ※その他の条件などはお問い合わせください。

問い合わせ 市献血推進協議会(総合福祉会館内)(☎(25)8261)



国民健康保険

特定健康診査受診券を送付

国民健康保険では、40～74歳の国民健康保険加入者に対して4月下旬に「特定健康診査受診券」を送付しますので、29年3月31日(金)までに受診してください。

特定健康診査の内容 メタボリックシンドロームに着目した健康診査で、問診、身体計測、腹囲・血圧測定、血液・尿検査、診察など ※同一年度内に受診券を利用できるのは、「国民健康保険人間ドック」と「特定健康診査」のどちらか一方です。なお、同人間ドックに受診券を利用すると、本人負担額が従来よりも軽減されます。

同診査の対象者など 国民健康保険被保険者のうち、実施年度中(4月1日から翌年3月31日)に40～74歳の人に年1回実施(昭和16年9月～昭和17年3月生まれの人に限り誕生日の前日まで受診可)。ただし、11月1日以降に同保険に加入した人は除きます ※詳しくは、受診券に同封のパンフレットをご覧ください。なお、掲載されている富田林医師会加入の医療機関で受診した場合、追加項目健診が受けられます。

問い合わせ 保険年金課(内線150、188)、健康づくり推進課(☎(28)5520)

入院時の食事代が改正

入院時食事療養費の食事療養標準負担額および入院時生活療養費の生活療養標準負担額について、入院と在宅療養の負担の公平を図るため4月より下表のとおり改正されます。詳しくはお問い合わせください。

問い合わせ 保険年金課(内線150、188)

対象者	負担額(1食あたり)	
①住民税課税世帯の人(②③④以外の人)	360円(28年4月1日～)	
	460円(30年4月1日～)	
②低所得者Ⅰ・Ⅱに該当しない人で指定難病患者・小児慢性特定疾病児童など、または27年4月1日以前から28年4月1日まで継続して精神病床に入院していた一般所得区分の患者	260円	
③低所得者Ⅱ	過去1年間の入院期間が90日以内	210円
	過去1年間の入院期間が90日超	160円
④低所得者Ⅰ	100円	



国民年金

国民年金保険料が改正

4月から29年3月までの国民年金保険料について、全額保険料は月額1万5590円から1万6260円(月670円引き上げ)になりました。

また、一部免除制度を承認された人で、4分の1免除は月額1万1690円から1万2200円(月510円引き上げ)、半額免除は月額7800円から8130円(月330円引き上げ)、4分の3免除は3900円から4070円(月170円引き上げ)に改正されました。

問い合わせ 天王寺年金事務所(☎06(6772)7531)

会社などを退職された皆さんへ

日本に住んでいる20歳から60歳までの人で、会社を退職されて厚生年金保険の資格を喪失した人や、その人に扶養されている配偶者は国民年金加入の手続きが必要です。年金手帳と退職年月日を確認できる書類(離職票、雇用保険受給資格者証など)、印鑑を持参し、保険年金課⑧番窓口へお越しください。

なお、所得が少ない場合や、失業により国民年金保険料(月額1万6260円)を納付することが困難になった場合、申請をして承認されると保険料が全額、または一部免除(一部納付)される制度(世帯主や申請者本人と配偶者の所得により審査)や、30歳未満の人を対象に保険料の納付が猶予される若年者納付猶予制度(申請者本人と配偶者の所得により審査)がありますので、詳しくはお問い合わせください。

問い合わせ 保険年金課(内線153、154)



税

固定資産税の『縦覧帳簿の縦覧』と『課税台帳の閲覧』を実施

縦覧帳簿の縦覧 縦覧帳簿の納税者本人の土地・家屋の評価額と市内の他の土地・家屋の評価額を比較できます。

記載内容

◇土地価格等縦覧帳簿＝所在、地番、地目、地積、価格、市街化区域・市街化調整区域の別

◇家屋価格等縦覧帳簿＝所在、家屋番号、種類、構造、床面積、価格、建築年
縦覧できる人

◇土地価格等縦覧帳簿＝市内に土地を所有している納税者

◇家屋価格等縦覧帳簿＝市内に家屋を所有している納税者

※いずれも納税管理人、納税者の同居親族、委任状を持っている代理人でも可。

期間 4月1日(金)～5月31日(火)まで(土・日曜日、祝日は除く)の午前9時～午後5時30分

課税台帳の閲覧 所有者は固定資産課税台帳を閲覧できます。また、借地人・借家人なども賃借権などの目的となる土地・家屋について記載された部分を閲覧できます。

閲覧できる人

◇納税義務者

◇納税管理人、納税者の同居親族、委任状を持っている代理人

◇借地人、借家人など(ただし、権利関係と有償であることを示す書類が必要です)

期間 4月1日(金)～29年3月31日(金)まで(土・日曜日、祝日は除く)の午前9時～午後5時30分

縦覧・閲覧に必要な書類など

・本人確認ができる書類(納税通知書や運転免許証など)

・納税管理人や納税者の同居親族は閲覧できますが、代理人が来られる場合は委任状が必要

・法人名義の物件については、委任状または申請書に代表印の押印が必要

縦覧・閲覧場所

課税課(内線113～116)

相続税説明会

27年1月に相続税法が改正されました。将来起こる相続に備えるための説明会を開催します。説明会終了後には個別相談会も実施します。

とき 4月27日(水)、午後1時30分～3時

ところ 市役所4階401会議室

対象者 市内在住の人

定員 50人(当日、直接会場へ)

参加費 無料

問い合わせ 近畿税理士会富田林支部
☎(25)6250

市税の滞納整理を強化中!

本市では、27年度分の市税を含め納税催告、滞納処分を集中して実施しています。今後も滞納者に対しては、必要に応じ財産差し押さえなどの厳しい措置をとることとしています。

また、税金を納付期限までにお納めいただけない場合は、督促手数料や延滞金が加算された金額を納めなければならなくなりますので、納付期限までに納めてください。

問い合わせ 納税課(内線121～124)



福祉

後期高齢者医療制度 人間ドック費用の一部助成

府後期高齢者医療広域連合では、被保険者を対象に、人間ドック受診費用の一部助成事業(2万6000円を限度に年度内1回限り)を実施しています。

助成には、申請が必要となりますので、受診された人間ドックの領収書、検査結果通知書、被保険者証、助成金を振り込むための口座番号が確認できるもの、印鑑を持参し、福祉医療課で申請してください。なお、支給は後日となります。

※人間ドックを受診された人は、申請されるまでの間、領収書などを大切に保管してください。

※脳ドックなどのオプション検査費用は助成の対象になりません。

問い合わせ 同広域連合給付課 ☎06(4790)2031

28年度の後期高齢者医療健康診査受診券を発送します

府後期高齢者医療広域連合では、府内在住の被保険者に、「健康診査受診券」を4月下旬に送付します(年度途中で被保険者となられる人には、誕生月の翌月に送付します)。

受診券に記載された有効期限内に同広域連合が指定する医療機関などで、健康診査を1回のみ無料で受診できます。受診の際は事前に医療機関などに予約し、受診券と被保険者証を受診機関の窓口で提示してください。

※病院または診療所に6カ月以上継続して入院している人、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、養護老人ホーム、障がい者支援施設などに入所または入居している人は対象になりません。なお、退院・退所したなど変更があった場合はお問い合わせください。

問い合わせ 同広域連合給付課 ☎06(4790)2031

重度障がい者タクシー利用券 (基本料補助)を送付します

本市では、身体障がい者手帳(1・2級)、療育手帳(A判定)、精神障がい者保健福祉手帳(1級)のいずれかをお持ちの人を対象に、タクシー料金の一部(基本料金)を補助する重度障がい者タクシー利用券を交付しています。現在、重度障がい者タクシー利用券(うす紫色)をお持ちの人は3月31日までが有効期限です。引き続き要件に該当する人には、新しい同タクシー利用券(もえぎ色)を3月末に自宅へ郵送します。新しい同タクシー利用券(もえぎ色)は4月1日(金)から利用できます。届かない場合や郵送での交付を希望されない場合は障がい福祉課までご連絡ください。なお、昨年度に交付申請していない人や初めて利用される人については申請手続きが必要です。

交付枚数 1カ月3枚で年間36枚

※福祉施設などへ入所している人、外出支援サービスを利用している人は対象外ですので交付できません。

問い合わせ 障がい福祉課(内線193)